

令和6年第7回定例会

# 草津町議会定例会会議録

自 令和6年12月2日  
至 令和6年12月6日

草 津 町 議 会

令和六年第七回〔十二月〕定例会

草津町議会議録

令和六年第七回〔十二月〕定例会

草津町議会議録

令和六年第七回〔十二月〕定例会

草津町議会議録

## 令和6年第7回草津町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

### 第 1 号 (12月2日)

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員指名	5
○会期決定	5
○町長行政報告	5
○議長議会報告	10
○議案第1号～議案第12号の一括上程、説明	13
○選挙第1号	23
○報告第1号の報告	25
○報告第2号の報告	26
○報告第3号の報告	27
○請願及び陳情書の上程、委員会付託	28
○議事予定の決定	29
○散会の宣告	29

### 第 2 号 (12月6日)

○議事日程	31
○会議に付した事件	31
○出席議員	32

○欠席議員	3 2
○説明のため出席した者	3 2
○事務局職員出席者	3 2
○開議の宣告	3 3
○議事日程の報告	3 3
○付託議案にかかる委員長報告	3 3
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第 3 号～議案第 5 号の一括質疑、討論、採決	4 7
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	4 8
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	4 9
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	4 9
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	5 3
○議案第 1 0 号～議案第 1 2 号の一括質疑、討論、採決	5 4
○陳情書にかかる委員長報告	5 8
○議員派遣の件	6 0
○付託議案外にかかる委員長報告	6 1
○閉議及び閉会の宣告	6 3
○署名議員	6 5

草津町告示第55号

第7回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月25日

草津町長 黒岩信忠

記

1、日時 令和6年12月2日 午前10時

2、場所 草津町役場

3、議題

議案第 1号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2号 令和6年度草津町一般会計補正予算（第5次）

議案第 3号 令和6年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）

議案第 4号 令和6年度草津町介護保険特別会計補正予算（第2次）

議案第 5号 令和6年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）

議案第 6号 令和6年度草津町千客万来事業会計補正予算（第3次）

議案第 7号 財産の取得について

議案第 8号 工事請負契約事項の変更について

議案第 9号 建設工事事業に関する協定事項の変更について

議案第10号 温泉引用許可について

議案第11号 温泉引用者移転許可について

議案第12号 温泉引用許可事項の変更について

選挙第 1号 草津町選挙管理委員の選挙について

報告第 1号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について

報告第 2号 温泉引用者名義書き換えについて

報告第 3号 温泉高度利用許可について

令和6年12月2日（月曜日）

（第1号）

# 令和6年第7回草津町議会定例会

## 議事日程(第1号)

令和6年12月2日(月曜日)午前10時開会

- 第1 開 議
- 第2 議事日程の報告
- 第3 会議録署名議員指名
- 第4 会期決定
- 第5 町長行政報告
- 第6 議長議会報告
- 第7 議案上程  
議案第1号から議案第12号まで
- 第8 議案第1号 質疑・討論・採決
- 第9 議案第2号から議案第12号 委員会付託(別紙付託案)
- 第10 選挙第1号
- 第11 報告第1号から報告第3号 報告
- 第12 請願・陳情書上程 委員会付託(別紙請願及び陳情等文書表)
- 第13 議事予定の決定(別紙案)
- 第14 閉 議(散会)

---

## 会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(11名)

1番	直井新吾君	2番	安齋努君
3番	有坂太宏君	4番	市川祥史君
5番	安井尚弘君	6番	小林純一君
7番	金丸勝利君	8番	上坂国由君
9番	湯本晃久君	10番	黒岩卓君

11番 宮崎 謹一 君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	黒岩 信忠 君	副町長	福田 隆次 君
教育長	富澤 勝一 君	愛町部長	川島 和武 君
企画創造課長	田中 浩 君	総務課長	石坂 恒久 君
住民課長	堀田 高史 君	税務課長	熊川 一記 君
健康推進課長	和田 修 君	観光課長	宮崎 健司 君
土木課長	佐藤 俊之 君	福祉課長	越前谷 学 君
会計管理者	一場 礼子 君	生活環境課長	宮崎 雄一 君
こどもみらい課長	高井 洋一 君	上下水道課長	岡田 薫 君
教育委員会事務局長	白鳥 正和 君	温泉課長	関 亘 君
総務課主査	清水 聡之 君	ベルツこども園長	橋爪 保 君
総務課主査	今平 一真 君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 萩原 健司

議会書記 新田 美幸

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

12月に入りまして、いよいよ皆様方、気ぜわしい時期となりました。

本日招集いたしました議会、定刻になりましたので、ただいまから令和6年第7回草津町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定によりまして定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録名議員を指名いたします。

1番、直井新吾議員、5番、安井尚弘議員の両議員を指名いたします。

---

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りします。会期につきましては、11月22日に開催されました議会運営委員会で協議した結果、本日から9日までの8日間とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては本日より9日までの8日間と決定をいたしました。

---

◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から行政報告を願います。

黒岩町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） おはようございます。

前回、令和6年9月2日開催の定例議会から本日の定例議会までの行政報告をさせていただきます。

9月10日、第51回福祉パレード伝達式に西吾妻地区福祉パレード実行委員、保護者、手をつなぐ育成会の方々が来庁され、メッセージ及び記念品を受け取りました。

9月10日、令和6年度第1回吾妻地域保健医療対策協議会及び第2回地域医療構想部会が吾妻保健福祉事務所において開催され、出席をいたしました。

9月11日、小学校の秋季運動会において、児童の皆さんに激励のメッセージを述べてまいりました。

9月11日、草津白根山中央登山道において、気象庁や群馬県、報道関係者など約50名の参加をいただき、避難誘導に関する訓練を行いました。

結果的には、気象庁による白根火山の活動化の情報を受け、安全対策を第一に考えている草津町として、限定的再開は中止といたしました。次年度以降に向けて情報収集に努め、改めて検討していきたいと思っております。

次に、9月12日、新たに草津町固定資産評価審査委員に就任した山本和久さんに対しまして、町長室において委嘱状の交付を行いました。

続いて9月12日、姉妹都市であるドイツ・ビッシンゲン市より、中学生ホームステイプログラム参加者の表敬訪問があり、町長室において歓迎の挨拶を述べました。

次に、9月13日、草津町ベルツこども園の運動会に出席し、挨拶をいたしました。当日は、園児たちの元気な姿を見ることができました。

9月13日、栗生楽泉園敬老祝賀会が楽泉園において、園内放送形式により開催され、出席し、祝辞を述べてまいりました。

次に、9月17日、令和6年度草津町戦没者追悼式が滝尻原墓地忠霊塔において開催され、出席し、式辞を述べてまいりました。

次に、9月24日、草津町子ども・子育て会議が役場において開催され、挨拶と委員となられた方々へ委嘱状の伝達を行いました。

9月26日、草津町区長会が役場第一委員会室で開催され、出席をし、挨拶をいたしました。

9月26日、国土交通省関東運輸局より講演依頼のあった「関東広域エリアDMOフォーラム in 草津」がホテルヴィレッジにおいて開催され、参加した県内外DMO関係者29名に向けて講演を行いました。

次に、9月27日、国土交通省関東運輸局長ほか4名が来庁し、交通空白の解消に向け国土交通省が取り組んでいる「日本版ライドシェア」及び「公共ライドシェア」について、草津町の現状を交えながら意見交換を行いました。

9月30日、任期満了に伴う草津町教育委員の任命式を町長室において行い、再任となる松村宏志氏に任命書の伝達を行いました。

次に、9月30日、西吾妻衛生施設組合の議会臨時会が長野原町役場において開催され、出席をしておりました。

次に、10月1日から3日にかけて、草津町当局と草津町議会により、鹿児島県指宿市及び愛媛県松山市へ議員10名、事務局4名、副町長と私を含めた計16名で視察研修を行いました。

指宿市では市役所を訪問し、地熱資源を活用した地熱発電や指宿温泉の観光について説明を受け、意見交換を行ってまいりました。

また、山川地熱発電所を視察し、発電の仕組みや運営状況などについて、詳しく説明を受けました。

さらに、愛媛県松山市では、温泉観光地の視察として、道後温泉本館の視察を行い、歴史的温泉施設の運営と観光資源としての活用について説明を受けてまいりました。

3日間の行程でしたが、大変有意義な視察研修となりました。

次に、10月7日、自衛隊地方協力本部長ほか3名が来庁し、町長室において、防衛白書の説明を受けました。

次に、10月8日、やすらぎ福祉大会が草津音楽の森国際コンサートホールにおいて開催され、金婚者表彰並びに関係者功労表彰をしておりました。

10月8日、NHK前橋地方放送局長が来庁し、町長室において就任の挨拶を受けました。

次に、10月11日、メディア関係者で構成される「ぐんま八社会」のメンバー10名をお招きし、草津町の再整備事業の成果をプレゼンした後、質疑応答や意見交換を行ってまいりました。

10月16日、吾妻郡町村会定例会、吾妻広域町村圏振興整備組合第4回理事会が長野原町役場で開催され、出席をしておりました。

10月17日、観光経済新聞社が運営する観光経済新聞チャンネルのセミナー講師を依頼され、役場大会議室において、「草津温泉百年の計」と題した講演を行うとともに、映像記録としてその様子を撮影いたしました。

セミナーはオンラインで51社の法人へ同時配信され、また、会場に訪れた84名の町民の皆

様にも講演を聞いていただきました。

10月20日、商工会が主催する「草津・湯の街商工祭湯畑マルシェ」が湯路広場で開催され、出席し、挨拶をしてまいりました。

10月21日、中之条土木事務所長及び上信自動車道建設事務所長ほか2名が来庁し、町長室において「県土整備プランの見直し」についての報告を受けた後、情報交換を行いました。

次に、10月22日、吾妻郡老人クラブ連合会指導者研修会が、草津町総合体育館において開催をされ、出席し、私のほうから「福祉と観光の両立するまちづくり」をテーマに、約1時間講演を行ってまいりました。

次に、10月23日、草津町消防団の秋季点検が草津中学校の校庭において行われ、団長指揮の下、各分団の小隊訓練やポンプ操法、機械器具や無線点検が行われ、点検官として講評をしました。

残念ながら、途中で天候が崩れ、団員の各賞の授賞については見送りとなりましたが、後に広報等で紹介させていただきました。

次に、10月25日から26日にかけて、議長ほか事務局と私で神奈川県葉山町を訪問し、葉山町制施行100周年記念式典に出席して、祝辞を述べてまいりました。

式典には、葉山町長をはじめ多くの葉山町民のほか、ベルツ先生が縁で姉妹都市を締結した草津町や友好都市の関係者らが多数参加し、100周年のお祝いが盛大に行われました。

次に、10月28日、長野県野沢温泉から富井村長が来庁し、草津町において「上信越高原国立公園トレイル構想」に関する報告を受けた後、情報交換を行いました。

11月8日、暴力団追放群馬県大会が高崎芸術劇場において行われ、副町長に代理出席をさせました。

11月11日、多くの町民の皆様にご協力をいただき、秋の道路愛護デーを実施しました。議員の皆様には、お忙しい中、現地視察にご参加いただき、ありがとうございました。

次に、11月13日、吾妻猟友会草津支部の通常総会が役場大会議室で行われ、副町長に代理出席をさせました。

次に、令和6年度上信自動車道建設促進期成同盟会の活動として、国への要望が11月13日、国土交通省、財務省及び国会議員会館において実施され、また、県への要望が11月22日、長野県庁並びに群馬県庁において実施され、それぞれ企画創造課長に代理出席をさせました。

11月14日、国土交通省利根川ダム統管理事務所長ほか1名が来庁し、町長室において、来年2月に東京で開催予定の「第3回広域自治体連携ミーティング」に関する事前説明を受

け、その後、情報交換を行いました。

次に、11月17日、草津リゾートマンション再生連合会長より案内を受け、懇親会に出席し、情報収集を行ってまいりました。

11月19日、令和6年度草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟の定期総会が草津町商工会で開かれ、出席し、挨拶をしてまいりました。

11月19日、吾妻広域消防本部から消防長等が来庁し、町長室において新年度予算の内容などについて説明を受けました。

11月19日から21日の3日間をかけて、毎年実施している水源整備を行いました。

草津町管工事協力会の皆様にもご協力をいただき、事前点検の際に把握した導水管の漏水修理や崩落斜面の復旧のほか、冬季間の臨時取水作業を行い、冬場の湯水期に備え、準備を万全に整えたことを報告いたします。

次に、11月20日、全国町村長大会が東京都で開かれ、群馬県の国会議員との情報交換会に出席し、意見を交してまいりました。

11月22日、JRバス関東が新規に1台導入した景観に配慮し彩度を抑えたブラウン系の新カラーリングバス、「スパ・ブラウン」の出発式が草津温泉バスターミナルで行われ、来賓を代表して挨拶をしてまいりました。

次に、11月22日、群馬県、宇留賀副知事ほか4名が来庁され、町長室において意見交換を行いました。

これについては、後ほど皆様方にも説明いたしますけれども、群馬県のほうからの提案で、草津町の万代鉱を使った温泉熱発電という、その提案をいただいたわけで、過去にもあったんですけども、なかなか過去では難しかったんですが、温泉行政の給湯に支障のない範囲内の熱カロリーでタービンが回せるとするなら、草津町はウエルカムであるという話を伝えておりました。

今後、どういうふうに流れるか分かりませんが、また具体的になりましたら、議会の皆様、町民の皆様にもお知らせをしていきたいと思っております。

次に、11月23日、草津町生涯学習推進大会が草津音楽の森国際コンサートホールで行われ、開会式において挨拶をしてまいりました。

また、生涯学習に係る表彰式では、個人表彰で萬代美穂さんに、団体表彰では草津練心館柔道クラブに対して、それぞれ多大なる功績をたたえ、表彰状を授与いたしました。

11月23日、商工会の主催によって、湯畑に設置されたツリー&イルミネーションの点灯式

に出席し、挨拶をしてまいりました。

会場では、商工会会員により500人分の振る舞いが用意され、湯畑を訪れた多くのお客様が楽しむ姿を見ることができました。

次に、11月25日、群馬県国保連合会の職員が来庁し、監事として、町長室において出向監査を行いました。

次に、11月27日、ホテル高松において、スポーツ協会年忘れの会に出席して、挨拶を行ってまいりました。

11月28日、吾妻郡町村会定例会及び吾妻広域町村圏振興整備組合の理事会、臨時会が中之条町役場において開催され、出席してまいりました。

以上、行政報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で町長の行政報告を終了いたします。

---

#### ◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、私から議会関係の報告を申し上げます。

座ったままで失礼します。

9月10日、吾妻地区福祉パレードメッセージ伝達式が役場大会議室で行われ出席をし、挨拶をしてまいりました。

9月11日、草津小学校秋季運動会が校庭で開催され、出席してまいりました。

9月17日、令和6年度草津町戦没者追悼式が滝尻原墓地忠霊塔において開催され、議員各位とともに出席し、追悼の言葉を述べてまいりました。

9月30日、西吾妻衛生施設組合臨時会、西吾妻福祉病院管理運営協議会及び西吾妻福祉病院組合議会臨時会が長野原町役場で開催され、金丸副議長、上坂民教土木常任委員長とともに出席をいたしました。

先ほど町長からも報告がありましたように、10月1日から3日間、草津町当局と草津町議会、町長も同行していただき、鹿児島県指宿市及び愛媛県松山市へ議員10名、町長、副町長、事務局4名の16名で視察研修をしてまいりました。

この選んだということは、草津町はプロが選ぶ温泉100選の中でいつも1番ですが、鹿児島県指宿市並びに松山市の道後温泉は10位以内にいつも名を連ねているということで、両町を視察先にしたわけでありまして。特に、指宿市では地熱発電等々の問題がありまして、前回、私どもが訪問したときには、白水館社長が会長になりまして、指宿温泉では地熱発電

を反対ということで運動があったようでございますが、白水館社長が他界いたしまして、その後の活動はとっておりましたが、なかなか進んでいないようでございます。

指宿温泉はもう皆様ご存じのとおり、砂蒸し温泉で有名でありまして、地熱発電による地温の低下で砂蒸し温泉ができなくなるのではないかとというような危惧を持って、反対運動をしておったようでございますが、現在のところ、休止しているようです。

特に、砂蒸し温泉におきましては、別府では既に廃止しておりますが、別府の海岸で砂蒸し温泉が以前あったというふう聞いておりますが、別府の温泉開発、地熱開発で砂蒸し温泉が不可能となって、今休止しているというような状況もありまして、やはりこれがあまり進みますと、指宿温泉におきましても砂蒸し温泉が閉鎖されるような事態が起きるんじゃないかというふうに危惧をしております。

しかしながら指宿市では、人口3万9,000という中で、合併をしてなったということで、温泉の価値というか、温泉が占めるその比重が非常に薄まってきたのではないかとこのように思っております。特に、一般会計の予算では、依存財源が68.4%と大変大きい比率をしている中で、地熱発電をすると市へのメリットといたしまして、固定資産税、電源立地交付金、雇用経済効果等々のメリットを市ではもくろんでおるようでございまして、これからはますます地熱発電所をこれから倍増するという方針で進んでいくように思われます。今後の指宿温泉の砂蒸し温泉がどのようになるかやはり注視しながら、草津町としても見ていきたいというふうに思っております。

松山市におきましては、本年7月に名物であります道後温泉が改築しオープンしましたので、その視察と、そして、阪神大震災の後、どのように発展したかということも視察をしてみいました。大変すばらしい町づくりが行われておりました。

10月6日、第45回長野原警察署長、西吾妻地区防犯協会会長杯ソフトテニス大会が長野原町総合運動場で開催され、出席してまいりました。

10月8日、令和6年度草津町やすらぎ福祉大会が草津音楽の森国際コンサートホールで開催され、議員各位と出席し、挨拶をしてまいりました。

続いて、10月11日、ぐんま八社会草津温泉意見交換会がホテルヴィレッジで開催され、出席してまいりました。

10月18日、令和6年度吾妻郡町村議会主催の議員研修会が長野原町住民総合センターで開催され、議員各位が出席しております。

10月23日、令和6年度草津町消防団秋季点検が草津中学校校庭で開催され、議員各位と出

席し、挨拶をしてまいりました。

10月25日、26日の2日間、先ほど町長からお話ありましたように、姉妹都市であります葉山町で葉山町制施行100周年記念式典が開催され、出席をしてまいりました。

10月30日、草津町、山ノ内町広域宣伝協議会定例会が山ノ内町役場で開催され、私と市川祥史総務観光常任委員会副委員長と出席し、意見交換をしてまいりました。

11月5日、群馬県町村議会主催の町村議会議員研修会が玉村町文化センターで開催され、議員各位が出席をし、研修を受けてまいりました。

11月8日、暴力団追放群馬県大会が高崎芸術劇場で開催され、出席をしてまいりました。

11月11日、秋の道路愛護デー実施に伴い、議員各位が出席し、町内道路の視察等々を行ってまいりました。

11月13日、町村議会議長全国大会及び豪雪地帯町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、出席してまいりました。

同日、金丸議員、上坂議員、湯本議員、小林議員、市川議員、直井議員の6名が長野県野沢温泉村へ教育施設の視察を行い、施設の状況や運営方法等について説明を受けてまいりました。

これは、少子化を受けております草津町におきましても、将来大変参考になるのではないかというふうに思っております。

11月17日、草津リゾートマンション再生連合会懇親会に出席し、情報交換を行ってまいりました。

11月19日、令和6年度草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟定期総会が草津町商工会で開催され出席をし、挨拶をしてまいりました。

11月21日、議会広報研修会が前橋市町村会館で開催され、直井議員、小林議員、有坂議員の広報委員3名が出席し、編集方法等について研修を受けてまいりました。

11月23日、第32回生涯学習推進大会が草津音楽の森国際コンサートホールで開催され、議員各位とともに出席をし、挨拶をしてまいりました。

また、同日、湯畑、湯路広場におきまして、湯畑ツリー&イルミネーション2024点灯式が行われ、出席をいたしました。

11月27日、ホテル高松においてスポーツ協会年忘れの会に議員各位と出席し、挨拶をしてまいりました。

11月28日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会臨時会が中之条町役場で開催され、金丸副議

長と出席をしましてまいりました。

以上、私からの議会関係の報告を終了いたします。

---

#### ◎議案第1号～議案第12号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） それでは続きまして、議案の上程をいたします。

お諮りします。議案第1号から議案第12号までについて、一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第12号までについて一括上程することに決定いたしました。

続いて、議案に係る説明を願います。議案第1号から順次願います。

議案第1号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、議案第1号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第1号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町福祉医療費支給に関する条例（平成14年草津町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、改正しようとする条文を記載してございます。

もう1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

改正理由及び要旨がございまして、こちらにて説明をさせていただきます。

改正理由及び要旨。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の中で、健康保険法が改正されたことに伴い、草津町福祉医療費支給に関する条例について所要の改正を行うものです。

続く3ページ以降につきましては、新旧対照表を記載してございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第2号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第2号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第2号 令和6年度草津町一般会計補正予算（第5次）。

令和6年度草津町の一般会計補正予算（第5次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,169万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億9,637万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、1ページの第1表 歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

表の中の款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、15款国庫支出金1,604万9,000円の増額。

16款県支出金230万1,000円の増額。

18款寄附金198万円の増額。

19款繰入金3億7,682万3,000円の増額。

20款繰越金4,678万7,000円の増額。

21款諸収入165万円の増額。

22款町債610万円の増額。

右側の2ページ、歳出について申し上げます。

1款議会費20万円の増額。

2款総務費4,640万7,000円の増額。

3款民生費1,385万7,000円の増額。

4款衛生費285万5,000円の増額。

6款農林水産業費143万8,000円の増額。

7款商工費3億4,560万1,000円の増額。

8款土木費2,174万8,000円の増額。

10款教育費189万7,000円の増額。

11款災害復旧費1,850万円の増額。

おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

13款予備費81万3,000円の減額。

以上、歳入歳出それぞれに4億5,169万円を増額し、歳入歳出それぞれの合計を58億9,637万3,000円にしようとするものでございます。

続いて、右側の4ページにて、繰越明許費及び地方債補正の説明を申し上げます。

上から第2表 繰越明許費でございます。

2款総務費、1項総務管理費において、庁舎等施設管理事業730万円を繰越明許したいとするものでございます。

その下、第3表 地方債補正の追加でございます。

起債の目的等について説明を申し上げます。

起債の目的は、町道証判前口線道路災害復旧工事。

限度額は610万円。

起債の方法は、証書借入または証券発行。利率は年5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

説明については以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第3号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第3号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第3号 令和6年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）。

令和6年度草津町の国民健康保険特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,985万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正にてご説明申し上げます。

歳入でございますが、4款県支出金で259万円の増額。

右欄、2ページの歳出でございますが、2款保険給付費で259万円の増額。

歳入歳出予それぞれ259万円を増額し、補正後の予算総額を7億7,985万7,000円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第4号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、議案第4号について朗読と説明を申し上げます。

議案第4号 令和6年度草津町介護保険特別会計補正予算（第2次）。

令和6年度草津町の介護保険特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,928万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,589万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正にてご説明をさせていただきます。

初めに、歳入です。

3款国庫支出金486万9,000円の増額。

4款支払基金交付金724万8,000円の増額。

5款県支出金452万6,000円の増額。

7款繰入金1,020万円の増額。

8款繰越金2,244万3,000円の増額。

続いて、2ページ、歳出です。

2款保険給付費2,684万2,000円の増額。

6 款基金積立金1,915万5,000円の増額。

7 款諸支出金328万9,000円の増額。

歳入歳出それぞれ4,928万6,000円を増額し、補正後の予算総額を6億3,589万1,000円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第5号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第5号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第5号 令和6年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）。

令和6年度草津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ783万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,408万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1 枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正にてご説明申し上げます。

歳入でございますが、5 款繰越金で433万5,000円の増額。

6 款諸収入で350万4,000円の増額。

右欄、2 ページの歳出でございますが、3 款後期高齢者医療広域連合納付金で363万9,000円の増額。

4 款諸支出金で420万円の増額。

歳入歳出それぞれ783万9,000円を増額し、補正後の予算総額を1億5,408万6,000円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第6号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第6号について朗読と説明を申し上げます。

令和6年度草津町千客万来事業会計補正予算（第3次）になります。

第1条 令和6年度草津町千客万来事業会計の補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度草津町千客万来事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入ですが、第1款千客万来事業収益補正予定額6,905万9,000円を増額し、計4億3,372万8,000円とする。

続きまして、支出ですが、第1款千客万来事業費用補正予定額106万3,000円を増額し、計2億6,981万9,000円とする。

第3条 予算第4条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,142万8,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,235万4,000円及び過年度損益勘定留保資金2億7,907万4,000円で補填するものとするに改め、資本的支出の予算額を次のとおり補正する。

まず、収入ですが、第1款資本的収入で3億円を増額し、計4億2,710万2,000円とする。

1枚おめくりいただきまして、次のページをご覧ください。

次に、支出ですが、第1款資本的支出3億3,450万円を増額し、計7億6,853万円とする。

第4条 債務負担行為の追加は、次に定めるところによる。

1、追加。

事項ですが、天狗山レストハウス建て替え分割第3号、本体工事となります。

期間、令和6年度から令和7年度まで。

限度額が7億8,700万円となっております。

令和6年12月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第7号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第7号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第7号 財産の取得について。

令和6年度町単事業吾妻郡自治体クラウド基幹系システム管理事業により、次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年草津町条例第7号）

第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1 枚おめくりいただきますと、承認いただく内容といたしまして、1、取得する財産、ガバメントクラウド接続用庁内サーバ及びネットワーク機器。

2 ページ目、3 ページ目に詳細な機器の品目を記載してございます。

2、取得価格、1,695万340円、うち、消費税154万940円。

3、納入期限、令和7年3月20日。

4、契約の相手方、栃木県宇都宮市鶴田町1758番地、株式会社TKC代表取締役社長、飯塚真規。

5、契約の方法、随意契約でございます。

提案理由でございます。

令和7年度から基幹系システムがガバメントクラウドへ移行することに伴い、準備を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第8号、土木課長、説明願います。

〔土木課長 佐藤俊之君 登壇〕

○土木課長（佐藤俊之君） それでは、議案第8号について朗読と説明を申し上げます。

工事請負契約事項の変更について。

令和6年5月7日議決、同日締結の令和6年度社会資本整備総合交付金事業中央通り整備工事（第2期）請負契約事項の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと、1 ページに変更内容が記載されてございますので、朗読いたします。

1、契約の対象は、変更ございません。社会資本整備総合交付金事業、中央通り整備工事（第2期）。

2、契約金額ですが、変更前が1億1,990万円、うち、消費税額1,090万円。変更後が1億3,953万5,000円、うち、消費税額1,268万5,000円。

3、契約の相手方は、変更ございません。群馬県吾妻郡草津町大字草津266-14、株式会社武藤組代表取締役、武藤恭平。

4、契約の方法ですが、設計変更に伴う契約の変更となります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第9号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第9号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第9号 建設工事事業に関する協定事項の変更について。

令和5年3月14日議決、同日締結の令和4年度草津町下水処理場第2期建設工事事業に関する協定事項の一部を次のとおり変更し締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、記載の内容でございます。

1の協定の対象については、変更はございません。

2の協定金額についてですが、変更前が6億8,200万円、うち、消費税額6,200万円。変更後が8億1,600万円、うち、消費税額が7,418万1,818円。

3の協定の相手方につきましては、変更はございません。

4の協定の方法ですが、変更理由として、内容変更に伴う協定の変更となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第10号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第10号について朗読、説明を申し上げます。

議案第10号 温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第4条の規定により、次のとおり温泉引用を許可しようとするものであり、第13条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所、氏名です。

埼玉県川口市末広2丁目7番7号、田中一雄。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積1.32平方メートル。

給湯量、4リットル毎分。

施設名ですが、たなか屋となっております。

1枚おめくりいただきまして、参考資料として、温泉引用調査報告が添付してございます

ので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） そのまま、議案第11号、温泉課長、続いて説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第11号について朗読、説明を申し上げます。

議案第11号 温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第9条第2項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第13条第1項第3号の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の新旧の住所、氏名になります。

新、東京都渋谷区神泉町9番6号、明和地所渋谷神泉ビル、明和地所株式会社代表取締役、原田英明。

旧、埼玉県比企郡吉見町大字中新井42番地1、株式会社カナイ代表取締役、金井久。

業種、ホテル。

源泉名、万代。

浴槽面積19.82平方メートル。

給湯量40リットル毎分。

施設名ですが、仮称で草津グリーンパークパレスとなっております。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として、温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第12号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第12号について朗読、説明を申し上げます。

議案第12号 温泉引用許可事項の変更について。

草津町温泉使用条例第8条第2項の規定により、次のとおり温泉引用許可事項の変更を許可しようとするものであり、第13条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所、氏名です。

吾妻郡草津町大字草津396番地、株式会社奈良屋代表取締役、小林禮子。

業種、旅館。

源泉名、湯畑。

浴槽面積3平方メートル。増加面積も同じです。

給湯量ですが、9リットル毎分。

施設名ですが、泉水別邸。源泉一乃湯を減量し、泉水別邸に給湯するという内容になります。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として、温泉引用調査報告書がございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で議案に係る説明を終了いたします。

お諮りします。議案第1号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による健康保険法の一部改正が本日施行となります。そのため、これに合わせて草津町条例も改正を行わなければならない重要な案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに審議したいが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号について直ちに審議することに決定いたしました。

それでは、議案第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

議案第1号については採決を行います。

お諮りします。議案第1号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号については原案のとおり可決決定をいたしました。

続いて、お諮りします。議案第2号から議案第12号については、お手元に配付の別紙付託案のとおり担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定をいたしました。

ここで、10分ほど休憩いたします。11時再開といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時01分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

---

#### ◎選挙第1号

○議長（宮崎謹一君） 続いて、選挙第1号 草津町選挙管理委員の選挙について上程をいたします。

選挙の内容につきましては、議会事務局長から説明を願います。

議会事務局長。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） それでは、選挙第1号について朗読と説明を申し上げます。

選挙第1号 草津町選挙管理委員の選挙について。

任期満了に伴う草津町選挙管理委員及び同補充員の選挙を地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び第2項の規定により執行する。

令和6年12月2日提出、草津町議会議長、宮崎謹一。

1 選挙すべき委員 4名

2 選挙すべき補充員 4名

これにつきましては、地方自治法第182条第1項並びに第2項の規定に基づき、執行するものでございますが、第1項の規定は、「選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する」とあります。

そして、同条の第2項において、「議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない」と定めてございます。

なお、補充員につきましては、補充の順序を同時に定めていただくということになっております。

そして、先般、選挙管理委員会委員長より議会議長宛てに現選挙管理委員及び補充員の任期が4年の任期でございますけれども、本年の12月12日で満了との通知をいただいております。

参考までに、現在の選挙管理委員並びに補充員の氏名を申し上げます。

委員につきましては、沖津照夫さん、佐藤純一さん、市川秀雄さん、土田陽一さんの以上4名でございます。

補充員につきましては、黒岩三男さん、根岸泰介さん、高原美也子さんの3名でございます。

なお、前回までの選挙の方法でございますけれども、前回まで地方自治法第118条第2項に規定されている指名推選で行っておりますが、その方法といたしまして、選考委員会を設けて推選を行ってきた経緯がございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 説明が終わりました。

選挙の方法につきましては、ただいま議会事務局長より説明のありました地方自治法第118条第2項の規定により、前回と同様に指名推選の方法とし、候補者については選考委員会を設けて選出したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

続いて、お諮りします。選考委員会につきましては、議会運営委員会で担当していただくということにしたいと思っておりますが、よろしいですか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

それでは、選考委員会は議会運営委員会で担当していただくことに決定をいたしました。暫時休憩といたします。

第1委員会室で選考委員会の開催を願います。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時18分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

選挙第1号について、候補者が決定いたしましたので、選考委員会を代表しまして、議会運営委員長から登壇の上、発表願います。

〔議会運営委員長 湯本晃久君 登壇〕

○議会運営委員長（湯本晃久君） それでは、選挙第1号に係る選考委員会を議会運営委員会で担当とのご指名をいただきましたので、先ほど選考委員会を開催し、決定をいたしました。その選考委員を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

選挙管理委員につきましては、土田陽一氏、佐藤純一氏、市川秀雄氏、高原美也子氏の以上の4名に決定いたしました。

また、同補充員につきましては、1番、根岸泰介氏、2番、富澤典子氏、3番、重田一郎氏、4番、諏訪英二氏、以上の4名に決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。ただいま報告のありました選挙管理委員4名及び同補充員4名を当選人とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、選挙第1号 草津町選挙管理委員の選挙につきましては、ただいま宣告のとおり、8名の方が当選人と決定いたしました。

なお、補充員の補充の順序につきましては、先ほど読みました順番のとおりといたします。

---

### ◎報告第1号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第1号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について、報告を願います。

総務課長、報告願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第1号について説明をさせていただきます。

報告第1号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について。

草津町が出資している次の第三セクター等の会社に関する決算について報告する。

令和6年12月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

記といたしまして、吾妻広域町村圏振興整備組合（一般会計・病院事業会計）、西吾妻福祉病院組合（病院事業会計）、西吾妻衛生施設組合（一般会計）、吾妻環境施設組合（一般会計）、以上の4組合より決算書が提出されておりますので、配付をもって報告とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（宮崎謹一君） なお、決算書が配付されておりますので、内容をご覧の上、質問、要望等がございましたら、直接担当の課長までお願をいたします。

---

#### ◎報告第2号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第2号 温泉引用者名義書き換えについて、報告を願います。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第2号について朗読、説明を申し上げます。

報告第2号 温泉引用者名義書き換えについて。

草津町温泉使用条例第9条第3項の規定により、次のとおり温泉引用者名義書き換えをしたので、第10条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

区分1です。事由、相続。

新旧申請者の住所、氏名。

新、草津町大字草津565番地7、山口秀樹。

旧、草津町大字草津565番地7、山口武治。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、2.79平方メートル。

給湯量、8リットル毎分。

施設名は、ニューいずみです。

区分2、事由ですが、相続。

新旧申請者の住所、氏名。

新、草津町大字草津565番地2、小池玲子。

旧、草津町大字草津565番地2、小池定伸。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、3平方メートル。

給湯量、8リットル毎分。

施設名ですが、宿こいけになります。

以上、報告とさせていただきます。

---

### ◎報告第3号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第3号 温泉高度利用許可について、報告願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第3号について朗読、説明を申し上げます。

報告第3号 温泉高度利用許可について。

草津町温泉使用条例第18条の規定により、次のとおり温泉の高度利用を許可したので、同条第4項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

区分1、申請者の住所、氏名、草津町大字草津529番地10、有限会社ベルツ代表取締役、佐藤あや子。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、9.24平方メートル。増加面積ですが、0.55平方メートル。

給湯量、17リットル毎分。

施設名ですが、HANAYADO BAEZLZとなります。浴槽拡張のためとなります。

区分2、申請者の住所、氏名、草津町大字草津396番地、株式会社奈良屋代表取締役、小林禮子。

業種、旅館。

源泉名、湯畑。

浴槽面積、23.19平方メートル。増加面積も同じになります。

給湯量、63リットル毎分。

施設名ですが、源泉一乃湯。許可湯量減量のためとなります。

以上、報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

---

### ◎請願及び陳情書の上程、委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、請願及び陳情書の上程をいたします。

別紙、請願及び陳情等文書表については、受理番号、件名、陳情者名、付託委員会のみ朗読を願います。

議会事務局長、お願いします。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） それでは、令和6年第7回草津町議会定例会請願及び陳情等文書表（新規分）でございます。

受理番号、陳情4。

件名、ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情書。

請願・陳情者等の氏名、群馬県医療労働組合連合会、中央執行委員長、出浦匠人。

付託委員会、民教土木常任委員会。

陳情5。

臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情。

一般社団法人、中国における臓器移植を考える会代表、丸山治章。

民教土木常任委員会。

陳情6。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書。

政党機関紙の庁舎内勧誘の自粛を求める群馬県民の会、上田寿江。

総務観光常任委員会。

以上、3件でございます。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。ただいま朗読した請願及び陳情等文書表のとおり担当

委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり担当委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。11月22日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定につきましては、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをおもちまして散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時28分

令和6年12月6日（金曜日）

（第2号）

## 令和6年第7回草津町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和6年12月6日(金曜日)午前10時開議

- 第 1 開 議
- 第 2 議事日程の報告
- 第 3 付託議案にかかる委員長報告  
総務観光常任委員長・民教土木常任委員長  
温泉温水対策特別委員長
- 第 4 議案第2号 質疑・討論・採決
- 第 5 議案第3号から議案第5号 質疑・討論・採決
- 第 6 議案第6号 質疑・討論・採決
- 第 7 議案第7号 質疑・討論・採決
- 第 8 議案第8号 質疑・討論・採決
- 第 9 議案第9号 質疑・討論・採決
- 第10 議案第10号から議案第12号 質疑・討論・採決
- 第11 請願・陳情にかかる委員長報告  
総務観光常任委員長  
民教土木常任委員長
- 第12 議員派遣の件
- 第13 付託議案外にかかる委員長報告  
総務観光常任委員長・民教土木常任委員長  
議会運営委員長・温泉温水対策特別委員長
- 第14 閉 議
- 第15 閉 会

---

### 会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1番	直井新吾君	2番	安齋努君
3番	有坂太宏君	4番	市川祥史君
5番	安井尚弘君	6番	小林純一君
7番	金丸勝利君	8番	上坂国由君
9番	湯本晃久君	10番	黒岩卓君
11番	宮崎謹一君		

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	黒岩信忠君	副町長	福田隆次君
教育長	富澤勝一君	愛町部長	川島和武君
企画創造課長	田中浩君	総務課長	石坂恒久君
住民課長	堀田高史君	税務課長	熊川一記君
健康推進課長	和田修君	観光課長	宮崎健司君
土木課長	佐藤俊之君	福祉課長	越前谷学君
会計管理者	一場礼子君	生活環境課長	宮崎雄一君
こどもみらい課長	高井洋一君	上下水道課長	岡田薫君
教育委員会事務局長	白鳥正和君	温泉課長	関亘君
総務課主査	清水聡之君	ベルツこども園長	橋爪保君
総務課主査	今平一真君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	萩原健司	議会書記	新田美幸
--------	------	------	------

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定によりまして定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

座らせていただきます。

---

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 付託議案にかかる委員長報告を願います。

初めに、総務観光常任委員長、報告を願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） おはようございます。

それでは、ただいまより総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

開催日、令和6年12月3日、第1委員会室。令和6年第7回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案につきまして慎重審議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第2号 令和6年度草津町一般会計補正予算（第5次）担当項目。

令和6年度草津町一般会計補正予算（第5次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において4億1,725万4,000円を増額しようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、18款寄附金において、都市計画費指定寄附金として198万円の増額。

19款繰入金では、財政調整基金からの繰入れとして6,500万円の増額、草津よいところ元気基金の繰入金では、千客万来事業会計への充当額3億円分を含んだ繰入金として3億304万1,000円の増額。

20款繰越金では、決算認定に伴い、4,678万7,000円の増額をするものであります。

歳出では、当委員会の担当項目として、4億333万7,000円を増額しようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、1款議会費において、庁用器具費として20万円の増額。

2款総務費では、一般管理費において、庁舎屋根の改修工事実施設計委託費やパネルの落下防止ネットの設置費などで930万円の増額、ふるさと納税事業費において、ポータルサイトの収納手数料として2,760万円の増額。

6款農林水産業費では、有害鳥獣捕獲実施委託費で100万円の増額。

7款商工費のうち、商工業振興費において、くさつ温泉感謝券の精算分として4,420万円の増額のほか、観光総務費において、千客万来事業会計への天狗山レストハウス関連工事費充当分としての繰出金で3億円の増額。

第8款土木費、都市計画総務費において、御座之湯の浴槽張替工事費として145万2,000円の増額のほか、中央通り事業に関連した土地購入費として1,700万円の増額となっております。

委員からは、中央通り整備事業に関連した土地購入費に係る質問や、庁舎施設改修工事の内容などについての質問がなされ、当局からそれぞれ事業概要についての説明がなされました。

また、有害鳥獣対策に対する対応方法や交通対策に係るカーブミラーなどに関する質問が活発になされたほか、都市計画費寄附金のごみ処理協力金の増額補正に関連した質問がなされ、当局からそれぞれ詳細な説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第6号 令和6年度草津町千客万来事業会計補正予算（第3次）。

本議案は、収益的収入及び支出の収入項目で、1款千客万来事業収益、1項営業収益において、株式会社草津観光公社への指定管理に伴う施設使用料等について、当初7,000万円の減免を予定しておりましたが、業績が好調なことからこれを解消し、7,000万円の増額計上をしようとするものです。

次に、支出項目で、1款千客万来事業費用、1項営業費用において、職員手当の増額分で43万9,000円を増額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出の収入項目では、1款資本的収入、4項補助金において、天狗山レストハウス建替工事に伴う一般会計からの補助金として3億円の増額計上となっております。

1 款資本的支出、1 項建設改良費では、天狗山レストハウス建替工事の分割 2 号に伴う変更工事費の増額分として、分割 3 号工事の令和 6 年度への前倒し工事費分と合わせて 3 億 3,450 万円の増額計上をしようとするものとなっております。

委員からは、減免を取り消すことになった施設使用料 7,000 万円の根拠となる売上げの個別状況についての質問があり、当局からは、各施設の今年度半年分の売上げと前年度の比較について説明がありました。

天狗山レストハウスの建て替えに伴う工事請負費の具体的な内容についての質問があり、当局から事業費の内訳について説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。以上、付託議案にかかる総務観光常任委員会委員長報告といたします。

ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 続きまして、民教土木常任委員会の委員長報告をいたします。

令和 6 年第 7 回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案について、慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 2 号 令和 6 年度草津町一般会計補正予算（第 5 次）担当項目でございます。

令和 6 年度草津町一般会計補正予算（第 5 次）のうち、当委員会の担当項目について、歳入においては、3,443 万 6,000 円を増額しようとするものであります。

主な内容としては、15 款国庫支出金では、障害者自立支援給付費に係る国庫負担金として 325 万円の増額、障害児入所給付費等に係る国庫負担金として 46 万円の増額、公共土木施設災害復旧事業費に係る国庫負担金として 1,233 万 9,000 円の増額。

16 款県支出金では、障害者自立支援給付費に係る県負担金として 162 万 5,000 円の増額、障害児入所給付費等に係る県負担金として 23 万円の増額。

19 款繰入金では、後期高齢者医療特別会計繰入金として 420 万円の増額、介護保険特別会計繰入金として 458 万 2,000 円の増額、21 款諸収入では、デジタル基盤改革支援補助金として 165 万円の増額、22 款町債では、町道証判前口線道路災害復旧工事として 610 万円の増額をするものであります。

次に、歳出における当委員会の担当項目については、総額で 4,835 万 3,000 円を増額しよう

とするものであります。

歳出の担当項目における各款補正予算の主な内容としては、2款総務費では、戸籍住民基本台帳費事務費で38万5,000円の増額、戸籍住民基本台帳費で、吾妻郡自治体クラウド基幹系システム管理事業として794万2,000円の増額。

3款民生費では、障害者自立支援事業費において、障害者福祉サービス給付費及び児童通所支援給付費として742万円の増額、老人福祉費において、老人福祉費事務費備品購入で298万4,000円の増額、介護保険特別会計繰出金として335万6,000円の増額、4款衛生費では、保健センター費において、保健センター浴場修繕費として39万円の増額、清掃総務費において、クリーンセンター運営事業の光熱水費で、電気料の不足分として150万円の増額、焼却施設維持補修に使用するポンプ等の購入で100万円の増額、8款土木費では、道路橋梁維持費において、除雪車の燃料費として133万4,000円の増額、10款教育費では、中学校管理費において、光熱費として70万円の増額、11款災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費において、町道証判前口線の復旧工事費用として1,850万円の増額となっております。

委員からは、8月14日の雨による崩落事故に関する内容や災害復旧費国庫負担金の補助率等について、また、老人クラブへの机・椅子の購入計画について、また、パスポートの電子申請などについての質問があり、当局より説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。続きまして、議案第3号 令和6年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）であります。

本特別会計の補正予算については、歳入歳出それぞれ259万円を増額し、予算の総額を7億7,985万7,000円とするものであります。

歳入においては、県支出金、県繰入金として259万円の増額。

歳出においては、保険給付費の高額療養費として259万円の増額。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。続きまして、議案第4号 令和6年度草津町介護保険特別会計補正予算（第2次）でございます。

本特別会計の補正予算については、歳入歳出とも4,928万6,000円を増額し、予算の総額を6億3,589万1,000円とするものであります。

歳入においては、歳出補正予算に伴う財源として、国庫支出金で486万9,000円の増額、支払基金交付金で724万8,000円の増額、県支出金で452万6,000円の増額、繰入金で1,020万円

の増額、前年度決算確定に伴う繰越金として2,244万3,000円の増額となっております。

歳出においては、介護サービス等諸費で2,429万7,000円の増額、高額介護サービス費で254万5,000円の増額、基金積立金で1,915万5,000円の増額、諸支出金で328万9,000円の増額、一般会計繰出金において、前年度決算確定による返還金として458万3,000円の増額となっております。

委員からは、住宅改修事業の内容等について質問があり、当局より説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。議案第5号 令和6年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）でございます。本特別会計の補正予算については、歳入歳出それぞれ783万9,000円を増額し、予算の総額を1億5,408万6,000円とするものであります。

歳入においては、繰越金として433万5,000円の増額、諸収入として350万4,000円の増額。

歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金として363万9,000円の増額、諸支出金、他会計繰出金として420万円の増額。

委員からは、諸収入の雑入に関する詳細な内訳などについて質問があり、当局より説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。続きまして、議案第7号 財産の取得についてでございます。

本議案につきましては、草津町において令和7年度から基幹系システムについてガバメントクラウドへの移行を予定しており、サーバ機器類及びネットワーク機器の購入に当たり、財産の取得を行うものであります。

委員からは、サーバ機器等の仕様内容や価格などについて質問があり、当局より説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。議案第8号 工事請負契約事項の変更について。

本議案は、令和6年度社会資本整備総合交付金事業中央通り整備工事（第2期）において、工事内容の変更に伴う契約変更について承認を求めるものであります。

変更の概要としましては、木塀の設置箇所の追加、交通誘導員の増加、半たわみ性舗装及び石張面積の増加などにより当初の契約額に1,963万5,000円を追加し、変更契約額を1億3,953万5,000円とするものであります。

委員からは、追加される木塀の設置箇所や素材、耐久性等について質問があり、当局より

説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第9号 建設工事事業に関する協定事項の変更についてでございます。

本議案は、草津町下水処理場再構築第2期建設工事事業、沈砂池ポンプ棟の建築土木工事の協定でしたが、別で協定締結をしています水処理施設工事関係の入札が不落となり、沈砂池及びポンプ設備棟の工事が施設同時で進めるのが困難となり、沈砂池ポンプ棟の機械電気設備工事を今回の協定変更で本協定に含め、先行して工事が進められるようにしようとするものでございます。

また、建設を進める中で設計変更が生じ、工事内容が変更したことによる増額を合わせて、今回協定金額を6億8,200万円から8億1,600万円に変更しようとするものであります。

委員からは、再構築事業における全体事業費、スケジュール日程や完成時の処理能力等について質問があり、当局より説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） おはようございます。

それでは、温泉温水対策特別委員会委員長報告をさせていただきます。

開催日時、令和6年12月5日。

令和6年第7回草津町議会定例会において、当委員会に付託されました議案につきまして審議をいたしましたので、その結果を報告させていただきます。

議案第10号 温泉引用許可について。

本議案は、千代田土地建物株式会社代表取締役山田英器氏から田中一雄氏への移転に伴うもので、旧所有者が給湯を開始した日から起算して連続5年以上経過していないことから、第4条の規定による新規での温泉引用許可を受けようとするもので、当該施設に引用許可がされている万代源泉4リットル毎分に対しての温泉引用許可申請がなされたものでございます。

委員からは、新規になる理由などについての質問があり、当局より説明がなされました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第11号 温泉引用者移転許可について。

本議案は、草津グリーンパークパレスを所有していた株式会社カナイ代表取締役金井久氏から明和地所株式会社代表取締役原田英明氏への譲渡に伴い、当該施設に温泉引用許可がされている万代源泉40リットル毎分に対して、温泉引用者移転許可申請がなされたものであります。

委員からは、定款や営業などについての質問があり、当局より、定款や今後の利用状況などについて説明がありました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第12号 温泉引用許可事項の変更について。

本議案は、株式会社奈良屋代表取締役、小林禮子氏の源泉一乃湯に温泉引用許可がされている湯畑源泉72リットル毎分に対して、そのうち、9リットル毎分を泉水別邸建設に伴い給湯しようとする変更申請がなされたものであります。

当局より、湯畑源泉についての考え方について説明がありました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案にかかる委員長報告を終了いたします。

---

### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第2号について質疑を行います。

上坂議員。

○8番（上坂国由君） 8番、上坂でございます。

すみません、歳出において、議案書でいうと、16ページ、お願いします。

林業水産業振興費において、有害鳥獣対策事業において143万8,000円支出があると思えます。こちらは有害鳥獣の対策だと思うんですが、草津は今年は何のぐらいの数が出動というか、この対応に当たってこの143万8,000円になったか、分かれば教えていただきたいのですが、お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長、お願いします。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 上坂議員のご質問にお答えいたします。

予算書でいきますと、15ページ、16ページになると思いますが、今回、143万8,000円の増額をお願いしているうち、最も大きな内訳といたしましては、ご質問のとおり、有害鳥獣捕獲実施委託の100万円の増額になります。

ご質問の出動回数についてですけれども、今年については、熊、イノシシ、大型鳥獣の出没が非常に多くなりまして、わな、おりを仕掛けますと、朝夕の点検がございます。これを含めると、今年度、猟友会の方々の見回り点検を含めまして294回、過去最高の回数になってございます。

参考までに、3年前が112回でしたので、263%の増で、昨年度196件に対しても150%増ということで、今回補正をお願いしているものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ありませんか。

金丸議員。

○7番（金丸勝利君） 7番、金丸勝利です。

14ページ、よろしいでしょうか。

老人福祉費の説明欄のほうにあります老人福祉費事務費で庁用器具費、これは先ほど委員長報告の中で、椅子・机というようなお話があったんですけれども、その細かい内容と、それに至った経緯を教えていただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 福祉課長。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、金丸議員のご質問にお答えいたします。

まず、内容についてなんですが、こちらにつきましては、老人クラブさんがサロン活動で使用いたします机、それから椅子の購入費として計上させていただいたものでございます。

経緯につきましては、町長のほうからということで、よろしく願いしたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） では、私のほうから、経緯について説明をいたします。

これは正直言いまして、新田区のほうから最初話がありまして、年を重ねた方が座ってしまふと立ち上がるのが大変なんで、この椅子によってお年寄りが集まって、座談会ができる

ような仕組みづくりを考えてくれないかという要請がありました。

そういう中、町としては、1つの区だけにそういうものをするというわけにいかないんで、全区に対してそういうものがどうかのアンケートを取り、それで必要とするならばどのくらい何々区は必要だという集計を出してきました。

そういう中で、目的はお年寄りが1回座ってしまうと立ち上がるのが大変だという中で、そうなる、その集まり方も少なくなってくるという意味もあるんだと思うんですけども、そんな経緯の中でこの事業をここへのせたというものであります。

それでは、この298万4,000円で全て賄えるかという、今のところ集計出しておりますけれども、少しオーバーするような気がしますので、それについて、また来年度1回使ってみて、補充してくれというんなら当局としては、私としては、福祉を提唱する町長でありますので、その辺は柔軟に考えてまいりたいと思っております。

そういう経緯と、これからどうするかという流れについて説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○7番（金丸勝利君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂太宏です。

2点ほどお願いします。

まず、歳出から、12ページ、議会費のところなんですけれども、委員会を傍聴していたときに伺った範囲では、議員控室のテレビの買換えだというご説明があったと思うんですけれども、その中で、本体価格と一応処分費用という話だったんですけれども、処分費用、あの型のやつだと購入時にリサイクル料を払っていると思うんですが、その辺はどうなのかちょっと教えていただきたいと思います。

あと、同じ型の画面ですと、20万円という予算よりももっと安価になると思うんですけれども、その辺のご説明もお願いしたいと思います。

それともう1点、16ページ、有害鳥獣対策のところ、10節需用費で、消耗品費で熊鈴400個分購入ということだったんですけれども、この400個分、どのように配付してどのように使うのか、その辺ご説明を願いたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 最初に、議会事務局長。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） それでは、有坂議員のご質問にお答えいたします。

テレビの購入に関して、リサイクル料、あと、安価になるのではないかというお話かと思いますが、リサイクル料については、このテレビの購入については、平成26年3月に購入しております。それで、その後、いろいろ20万円、予算を充てるに当たっていろいろ調査をしたところ、リサイクル料をそのときに払っているかどうかというのは確認ができていないのが現状でございます。

安価でできるのではないかというところなんです、テレビについては、安い物から高い物、いろいろ仕様によっていろいろ変わってくるものでありますので、そういった中で、安い物を買ってすぐ壊れてしまうのでは、それは困ってしまうものでもあります。そういった中で、業者といろいろ相談をした結果、20万円ぐらいになるのではないかと話を受けて、今回、この金額を計上させていただきました。

ちなみに、今回購入する予定のもの大きさについては、現在、50インチのテレビが設置してありますので、同等品の50インチの購入を予定しております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、総務課長ですか。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 有坂議員のご質問にお答えいたします。

熊鈴につきましては、想定しているのは、当初、出没が多かった中で、小中学生の登下校のときにといいことで発案をされております。1つ当たりが600円程度のものを400個購入するんですけども、配付につきましては、教育委員会を通して学校経由で配付すると。

また、園児につきましては、基本的には車での送迎になりますが、散歩等で外に出ることも多いというふうに聞きましたので、園児、小学生、中学生全員分ということで購入をさせていただいたものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 補足。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 熊の鈴400個についての説明いたしますけれども、昭和区のある旅館

に突如熊が中に入って、それをさすまたで撃退したという話で、そこのオーナーと町長室へ来てくれまして、話をしました。

そういう中で、やはり登下校する子供が歩いている中、熊に遭遇することがないかといえ  
ば、ゼロではない。可能性はゼロではないという中で、やはりその方からも提案は受けたん  
ですけれども、鈴を持たせれば、そのいざ危険が迫ったときに吹けば違うんじゃないかとい  
う形の中で、昭和区だけというんじゃないくて、それなら草津町全体の中で子供たちが、その  
熊もそうですし、例えばですよ、人間でも怖い人が来たら、それを吹けば、一種の危険を回  
避するものの道具にはなるような気がするものですから、そういう意味で生徒全員に対して  
という思いも込めて、400個という数字が出たということでもあります。

テレビについてのその経緯は、私はまだ報告を受けていないですが、例えば記録を残そう  
とすると、テレビの中に録音内蔵型の機能もついているものがありますし、そういうものが  
必要とすれば、そこに録音しておいて、いろんな、草津町は観光地ですから、そういうもの  
を録音しておいて、休み時間に見られるという使い方もできるんじゃないかと思うんですけ  
れども、いずれにいたしましても、きちんと手続を取って、納得するような形の中でテレビ  
のほうは購入したいと思います。

鈴のほうは、そういう経緯で400個という数字ということです。

よろしくをお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） 議長、再質いいですか。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ。

○3番（有坂太宏君） じゃ一応、園児と小学校、中学校の生徒に配るということなんですけ  
れども、これ、今年だけになる、また新年度の今度生徒さん、今度の予算のほうになっちゃう  
かもしれないですけども、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 当然、今回限りということではありません。それが有効性がある、ま  
た、いろんな問題で数が多い少ないという問題になれば、当然年度ごとにそれは考えて、父  
兄の方々が、そういう物を持たせることによって、いろんないい効果が出るというんであれ  
ば、もちろんやりますし、新しい生徒が入学した、またそういう立場になったという方に、  
自分で買えなんていうことを言うほど草津は冷たい町じゃありません。きちんと予算を取っ

て対応いたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） はい、ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本です。

18ページ、上のほう、都市計画整備事業の工事請負費、御座之湯の浴槽張り替えということですが、御座之湯に関しては、木の浴槽の部分と石の浴槽の部分とあるかと思えますけれども、今回はどちらかということでしょうか。

それから、できてもう10年ぐらいになりますかね、それで劣化したということでしょうか。そのあたりお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、湯本議員のご質問にお答えします。

18ページに記載してあります都市計画整備事業の中の工事請負費についてのご質問ですが、御座之湯におきましては、木の湯と石の湯とございまして、今回は木の湯の浴槽の張替工事が対象となっております。

それと、今、御座之湯が10年を迎えまして、当初から10年を超えたところで一度維持管理をしようということで、浴槽の張り替えというのは予定されておまして、今回はその工事ということで、よろしくをお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 補足を町長からお願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 今の技術をもって、漏れた場合にきちんとできるような仕組みづくりで設計させたんですけれども、やはり永久に大丈夫だという浴槽というのは100%ないということで、10年をたったところで、その漏れているという中、今、担当は言わなかったんですけれども、報告を受けている中では、その材木が能登のヒバを使っているんですね。風呂には昔からヒバがいいということでこだわった能登ヒバを使っているんですが、今、調達ができない、もう材料不足で。それなんで、値段が上がったという形の中で補正を組みましたけれども、もしかすると年度内にできるかどうか分からないです、木の調達ができるかどうか。もしできなければ、補正予算認めていただいて、それで一旦また逆に補正を組んで、

来年度にするか、債務負担行為にするか、またご相談ですけれども、いずれにしろ、金を出しても買えないということがあります。

それから、付け加えますけれども、地蔵の伝統湯が、直したんですけれども、これも同じような現象が出てきて、温泉が溜まらなくなってきたと。昔ながらのこの木造りで、10年ほど前にやはりそれなりの工事をしているんですけれども、同じような現象ができて、今現在、使えない状態です。

それで、どこまでどういうふうにやったら幾らかかるんだということを、業者の方が来てくれましたんで、来て、その見積りみたいな流れを説明してほしいというんですけれども、まだ私は見ておりませんので、あれ、1回全部壊してやり直すとなると、大変お金がかかるということになってくると思うんで、また判断したいと思います。

草津温泉、よく言う言葉にあります。温泉でもうけて、温泉で損する。つまり、温泉で建物や湯船が大変傷むけれども、それは売りの温泉でありますから、直しながら使っていかなければいけないということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○9番（湯本晃久君） はい、分かりました。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

安齋議員。

○2番（安齋 努君） 2番、安齋です。

予算書は、18ページの一番下の災害復旧事業ということで、先ほど委員長報告で前口地区というご報告がありましたが、ここに関しての工作物工事というこの具体的な内容をもうちょっとお聞かせいただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 土木課長。

〔土木課長 佐藤俊之君 登壇〕

○土木課長（佐藤俊之君） それでは、安齋議員のご質問にお答えさせていただきます。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費1,850万円についてでございます。

こちらにつきましては、8月14日の大雨により路肩が崩落いたしました町道証判前口線、草津カントリーにつながる町道になります。そちらの路肩が崩落したため、この復旧工事を国庫補助申請として実施させていただくものです。

復旧内容につきまして、復旧の延長につきましては11.3メートルの大型ブロック積みを築造して崩落した部分に関して、道路を復旧させようとするものでございます。擁壁の面積は60.6平米、高さ、高いところで7.2メートルの大型ブロック積みの擁壁を築造します。

また、それに合わせて、崩落した擁壁に引きずられてガードレールも破損しておりますので、そちらの復旧も同時に実施させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） 町長、補足説明をお願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 災害が起きて大変時間がたっているんですけども、私のこのスピードからすると遅れているということなんですけども、委員会でも申し上げたとおり、この今町道何とか線のあれは、町道です。しかしながら、底地が草津カントリーの所有物であると。そうなりますと、これ、町で単独でやるんならいいんですけども、補助金や交付税をもらおうとすると、国のほうへ申請した手続が通ったときに、底地が他人のものでは駄目だと。草津町のものにしない限りは補助対象にしないという国のルールなんですね。

これは私も初めて気がついたんですけども、草津町、底地が人のものでその町道になっているところたくさんあります。それがもし急破で大きく直そうとしたときに、普通ですと、町道という認定道路になれば、国や県が補助金なり交付税算入してくれるんですけども、これが初めて分かってきたんですけども、国は制度として他人の土地に金を、民間の土地に金を出すわけにいかないという発想なんだと思うんですね。それと、道路というのは、道路法の道路という難しい理論があるんですけども、それを認定すると、底地権者が誰であろうと一切の権利を認めない。掘ることも許可を要らない、当然、直すことも要らないということで、我々は道路を認定して、町民の利便に図るためにあちらこちらを認定してきたんですけども、初めてこういうケースを知りましたけれども、底地が他人のものであるということになると、制度上の補助対象から外れるということが分かってまいりました。

それを基に町道認定をずっとやろうとすると、もう全然できない。草津は物すごい特殊な権利関係が複雑に絡んでいますので、そういう中であっても、あえて私としては、何か所も認定道路をしてきましたけれども、それはまずそこに家やいろんなものを持った人が建築確認が取れなくなるんですね、認定道路じゃないと。そういう中で、大きな政治判断で認定道路を随分造ってきました。だけれども、底地は他人のものです。

で、ぜひご理解しておいていただきたいんですけども、こういうふう急破入れたとき

に、その部分に底地が他人のものでは補助対象にしないということが今後出てくるケースがあるかと思うんですけれども、その都度、ケース・バイ・ケースで考えていくことしかないと。そして、この土地については、カントリーから寄附をしていただいて、町の所有物にして、そして直すという形を取っていますが、よろしくをお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。まだ質問ありますか。

○2番（安齋 努君） 質問といたしますか、要望なんですけれども。今年もそうだったですけれども、来年も、ここ近年、いろんな災害が、大きな災害が日本中のニュースで駆け回っておりまして、当町においてもいろいろな昔はなかったような災害が頻発するようになっていきます。そんなことで、土木課の方々中心にいろいろお世話になるとは思いますが、来年もよろしくお願いたします。

ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第2号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第3号～議案第5号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第3号から議案第5号までの議案について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略し採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。初めに、議案第3号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、議案第4号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第6号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第6号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第7号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第8号について質疑を行います。

市川議員。

○4番（市川祥史君） 4番、市川でございます。

委員会のほうで増額の内容、ご説明あったと思うんですけども、改めて詳細をお願いしたいのと、社会資本整備総合交付金事業ということで、この増額分も交付金対象になるのかどうかのご質問で、よろしく申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 土木課長。

〔土木課長 佐藤俊之君 登壇〕

○土木課長（佐藤俊之君） それでは、市川議員のご質問にお答えさせていただきます。

議案第8号 工事請負契約事項の変更について、工事の変更の内容について、改めてご説明させていただきます。

増額の主な理由といたしまして、木堀の設置箇所を増やしたことによる変更となります。当初設計から54.7メートルほど延長させていただき、トータルで69.1メートルの木堀を設置

させていただく予定となっております。

続きまして、増額の理由としましては、交通誘導員の追加となっております。中央通りを通行されるお客様、非常に増加しております。お客様の安全を第一に考え、工事箇所の安全な通行確保ということで、交通誘導員の人数を増加させていただきました。

そのほか、半たわみ性舗装、あと石張などの面積も増加しておりますので、こちらを含めて1,963万5,000円の増額とさせていただき、変更請負額1億3,953万5,000円とさせていただくものでございます。

また、増額分につきましても、交付金の対象、含めて申請となります。

説明は以上です。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 交付税申請って私もいつも疑問に思うんですけども、いろんなものがこの追加分も当然入れます。それで申請して、そして、じゃこの部分が幾ら、この部分が幾らと来ないんですね。全部十把からげて幾らと出てくるんですね、国というのは。この詳細が出ないんですよ。だから、我々としてはそれも、これだけ申請、これだけ入ったから、それも追加分も入っただろうという判断をせざるを得ない。私も最初から疑問があって、この分は幾ら出たのと言うと、全体で来ちゃうから分からないんですね。交付税もそうです。それで、交付税決定がこれだけになりました、補助金決定がなりました。補助金はある程度事業を特定してくるから分かるんですけども、こういうものも当然、今担当が話しましたように追加分も含めて国に上げますけれども、それが決定になるかどうか。なるんだと思うんですよ、制度上。だけれども、それがまたその追加分の何割というのが来る、来たかどうかというのは決定してみなきゃ分からないと。

だから、何度も言いますけれども、予算の段階ではあくまでもそれを推測というかで我々はやらざるを得ないんですね。そして、今年はこれだけ申請したけれども、結構来たとか。それはなぜかと、国の財政事情によっていろんなものが変わるんですね、地方に出すものが。そういう中でこれだけ決定しましたというものがある。だから、やはり我々も可能な限り、その補助対象、交付税算入という形の中で出すんですけども、それが毎年事情によって変わってくるということもご理解していただきたいと。

で、読んだなりには、我々が想定したなりには来ていると思うんですけども、そのようにお願いしたいと思います。

そして、さっき、担当課長が塀を五十何メートルか六十何メートルに変わったというのは、1本じゃなくて、それがトータルのメートル数でそれが増えたということで、地主の了解を得られたりすれば、委員会でも言いましたように、東京駅の黒塀横丁というおしゃれな飲食店がある。そういう意味で、これ、北山創研のほうから提案された事業です。それなんで、植栽と、それから黒塀を入れて、どこにもない雰囲気の中央通りが、年内に何とか完成できるという見通しがついてきましたので、お願いしたいと思います。

今、ターミナルの信号のところの上から来ると左側に、歩道を壊しましたけれども、そこには目の不自由な方の点字ブロックがあるんですけども、一旦壊させていただきましても、必ずそれはまた元へ戻して、目の不自由な方が困らないような仕組みづくりをきちんとしますので、その辺も、質問は出なかったですけども、お答えしておきたいと思えます。それはきちんとやりますので、それは法律に基づいた手続ですから、やらなきゃならないということでもありますので、そのようにご理解をいただきたいと思えます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） じゃ、黒岩ですけども、質問させていただきます。

中央通りの整備が進んできまして、とてもすばらしい景観が広がってきました。上から、温泉門のほうからずっと来てターミナルまで、これから本当にすばらしい道路になったと思うんですけども、その先について、湯畑側までどうやって意匠直しをするなり、広げる考えはあるかどうかは別として、今後、化粧直しでも何でもいいから、同じようにきれいにしていかなくちゃいけないと思うんですよ。その辺のところを町当局としてはどう考えているのかお聞かせください。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 私になって非常に多くの町づくりの整備をしてきて、とてつもないお金をかけています。福祉、教育関係もかけていますけれども、トータルで250億ぐらい町長として政策上判断した予算をかけてきたと。これは観光、福祉、教育、そういうトータルの数字でありますけれども、そういう中の質問で、今、中央通り、今、評価していただき、ありがとうございます。

どこにもないフラットで車道と、それから歩道を分けたと。これ、段差をつけると、必ず

商店街から出入りに困る、邪魔だとクレームだらけになるのはもう想定していましたから、あえてフラットにしようという提案をして、そして、車道と歩道を区別するためにある意味では木を植えて、やったと。そして、車道の部分は半たわみ性舗装といいまして、コンクリートみたいなものなんですけれども、そこにカッターを入れてデザインを入れたもので、これがまた評判があって、おもしろいもんで、車、バスを見えていますけれども、その4メートルの幅から外れないように人間の車って動くんですね。それで、スピードを落とします。狙いどおり動いてきたと。ですから、大変これ効果のあるものだと思います。

それで、質問は、信号から下をどうするんだといたら、できることならやるべきだと思います。これは私の任期もあるんで、夢というか、考えなんですけれども、当然、あそこまでやった以上、下までやるのは当たり前だと思います。それで、現場見て考えているのは、両際に雨水のU字溝が走っています。それをやはり暗渠、地下にして、そしてその上にやはり同じように、2メートルなら2メートルの歩道というか、石張りをするという事になって、そして、真ん中はかなり広い半たわみ性舗装にするというデザインならできるかなと。

ただ、あそこには木を植えると、これは住民の方から邪魔だと言われかねないので、そしてあそこは交互通行ですから、それはそういう仕組みづくりしかできないのかなと思って、できるならば形は変えますけれども、考え方は同じで、湯畑目がけてつなげるべきかなと思います。

さらに私の夢としては、湯畑から滝下通りを通って、大滝につなげるやっぱりあそこの整備というものもするべきじゃなからうかと思ひ、滝下通り、すばらしいところだと思います。それで、大滝につないでいくと。それで、もう絵は描いてあるんですけれども、地蔵から大滝につながるその整備、これも考えています。計画として頭の中にあります。そして、この間から話が出ていて、車が来過ぎて、大混雑を起こしたらどうしたらいいかと思ったら、群大跡地を買ってありますので、今度は東の玄関口として向こうを整備して車を流してやれば、温泉門から湯畑へ来ると、同じぐらいの距離でそこからもう来られるということになると、中心街をなるだけ人に歩いてもらって、車は外周に止めてもらう構造、これが今町が考えている都市計画といいですか、仕組みづくりでございます。

ですから、信号から下についても、やろうとすればできます。雨水のあれを壊して、あそこに石張りをすると同じような、真ん中は車がすれ違える。それで、小さな車が寄せて登っても、あれはタイルじゃないですから、貼ったの、石ですから、それで、そんなに大型が通るわけじゃなければ、十分耐えられる道ができるはずだという考え方を持っております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、どうぞ。

○10番（黒岩 卓君） ありがとうございます。

町長、すばらしい夢を見ているので、その夢をぜひ実現の方向でお願いしたいと思うんですけれども、それには任期がもう少し足りないだったら、もうちょっと頑張ってもらって、任期を延ばしてもらえばいいんじゃないかと思うんですけれども、そういう意味で、ぜひそのすばらしい夢、滝下通りまでなんて、その考えもしなかったけれども、そこまで夢を見ているんだったら、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第8号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決決定いたしました。

ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第9号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第9号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第10号～議案第12号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第10号から議案第12号について一括質疑を行います。

小林議員。

○6番（小林純一君） 6番、小林です。

議案第12号について、3点ほどお伺いいたします。

まず、1点目として、今回、許可湯量という面で考えると、書類上の湯量は変わらないということなんですけれども、旅館が1軒増えるということで、実際の使用湯量は増加すると思います。

同じ建物や隣接する建物で高度利用ということであればやむを得ないと思う面もあるんですけれども、今回の申請はまるっきり別の建物ということもありますので、私が考えるところでは新規の扱いにすべきではないのかなと思うのですが、そのあたりのことについてどうお考えかお答えください。

また、2点目として、委員会を傍聴していて、すごく難しくてデリケートな判断が求められる問題であることは理解できました。今回のように許可湯量の移動という形で処理しても、また今までみたいに新規湯量で処理しても、どちらも前例として残ってしまうことに変わりはなく、今後、同じような案件が出てこないとも限りません。旅館の移転等は前例も聞くんですけれども、既存の旅館から新しい旅館への許可湯量の移動というのは、恐らく前例がな

いことと思います。そのあたりがすごく心配なんですけれども、その場合、今までどおり新規で扱ったほうが対応しやすいのではないかなと思う部分もありますので、そのあたりはいかがお考えかということをお伺いいたします。

それから、3点目なんですけれども、許可湯量の移動ということで、給湯分担金がかからないような形に議案書はなっているんですけれども、細かいことではあるんですけれども、メーターの取付けとか新規と同じぐらいの経費がかかってくると思うんですけれども、そのあたりはどう処理していくつもりなのかお答えください。

以上、3点になります。よろしく申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 委員会でも述べたとおり、このあれについては新規でストレートに許可したほうがいいんじゃないかと、逆に議員さんのほうから言われたのも承知しています。

ですから、それはそれでそういうふうにするべきかなと思ったんですけれども、この問題はいろんな形で尾を引いておりますので、また私が特定なその事業者にまた利益を与えたと言われるのもさんざんだという思いの中で、このように判断したわけであります。

これは相手方から言われたものではありません。私が判断したことです。その理由は昨日も述べましたように、1つは、全体の湯量が湯畑はなかなか新規はもう難しいということでもありますので、そういう意味で、絶対量の問題からして湯畑源泉については、これからある程度もうブレーキをかけていかざるを得ないという中で、そういう形を取ったわけであります。それが新たな旅館が増えるということは、それは事実なんですけれども、私は政策上、地元のものが業をなしていこうとする者には、行政は手を貸すと。もう当初から言ってきました。だからそういう中で、旅館ができたのに温泉を供給しないということは、私の政策に反すると。よそから来た方々については、また考え方は変わりますけれども、全体の絶対量の問題は、温泉でブレーキをかける以外ないと判断しておりますので、そういう意味では、新規の扱いというのは今後厳しくなってくると思います。

そういう中で、この苦肉の策といいますか、というか、私の判断の中でこのような対策を取ったわけであります。そして、分担金が逃れて、その量が2軒で使えるならそっちのほうがいいんじゃないかというニュアンスなんですけれども、高度利用になってきます。当然、一乃湯のほうが高利用で、減らすと足りないから、高度利用という解釈になります。そうすると、今まで天井知らずで値段使えたんですけれども、一定の量を超えれば今度は高度利

用の温泉代金になってきますから、値段が高くなってきます。そうなると、経済の原則で、やはり温泉を節約しようという理論が働いてきます、高度利用をやることによって。ですから、草津町の湯量が、確かに9リッター増えて湯船が増えるんだから、増えるんですけども、節約という理論からすれば、それほど増えるものではない。だから、たった9リッターですから、シンプルに許可すればよかったんかもしれないですけども、ただ、世論がそういうふうにしろというんなら、新たにその申請の仕直しをさせればいいと思うんですけども、それはそれでまた考えてみたいと思いますけれども、今の段階ではさんざんこの問題はごたごたしました。それで、正直言いますと、私が一番悪者にされました、うんざりである。この間の法律論述べたとおり、みんな理解できなくて、最終的には、このまま議会を押し切れば解散も辞さないというところまで町長に言わせた事案であります。そこにまた温泉を供給するということは、また再燃する。もううんざりである。だからこそこういう手法を取ったということで、これが脱法行為とか、草津町に損害を与える行為ではないということであります。当然、メーター器等が等々の問題、係る経費は別途請求をします。決して利益供与をするものではないと、そういうふうに思っておりますので、じゃこれが条例上可能か否かという話なんですけれども、以前は言葉の中で、同一敷地内で宿が移動した場合には認めるけれども、全然違うところは認めないというようなことは言われたんですけども、別に書いていない。ですから、湯畑といいますか、あそこは立町か、であった宿屋さんが昭和区のほうへ移動しましたけれども、その温泉の移動を認めていますし、これからこういう事例出ますよ。なぜかという、どうしても宿をやりたいと、それを止める権利は町にないです。しかしながら、町にないですけども、造っちゃえば、温泉を供給しないというわけにはいかないでしょう、地元の人が。そういう場合が出てくれば、それは町を発展させるという意味で、私の当初からの政策上の柱ですから、それをしなければならないということでもありますので、今回、どちらが優先しているかという、私が悪者になるんじゃ、もうこれこりごりだと。私も議員で、委員会で言いました、私も感情を持った動物である。今までは法律に基づいて淡々と許可してきたけれども、時には感情をというものが入るんだよ、じゃ感情を持った温泉行政に戻そうかと委員会で言いましたけれども、そういうところも出てくるかもしれない。だから、Aという会社とBという会社が並んで申請した。Aだけ許可して、Bだけ許可しない。町長の判断でできるんです、議案にしなきゃいいんですから。だから、そういう政治は、昔の政治はもう嫌だと、さんざんそういう中で私も議員時代から政治をやってきましたけれども、温泉の権利を握る者がこの町を牛耳れるんだという時代があった。もう

そういう旧体質のその政治は私はやるべきじゃない。だから、誰がやっても淡々とやってきたつもりであります。

万代鉱については大きく改善しましたから可能性は出てきますから、ある程度の新規でも供給していきたいと思えますけれども、ただそれも草津町の発展につながるか否かの判断の中で、時にはブレーキをかけて、町長が議案にしなきゃ終わりですから、そういうこともあり得るかもしれない。政策上、町の全体のキャパを決める上で、政治判断するかもしれない。それが皆さんから支持されないんなら、私の首を取り替えるべきだと思います。そのくらい強い決意を持っております。

ですから、私は町長になったときから、草津町は大変疲弊して、みんなが経営が苦しくなり、その中で何とかこの経済を立て直す、これに特化をしてきたつもりで、莫大な投資を続けた。それが全てとは言わないですけれども、もしやらなかったら、今の草津温泉の繁栄はないです。それは誰が見たって分かるでしょう。ほかの温泉地はみんな衰退しているのに草津だけ何で伸びるんだと。だから、そういう時代になったんだろうという人もいますけれども、ビジネスはそんな甘くはない。やらなければ、昔の草津温泉があっただけというふうに思います。

話は飛んじゃったんですけれども、これが法令違反でも何でもなし、町長の裁量権の判断であるということの中で、町長には提案権がある。それを拒否するは議会にもある。その判断を仰ぎましょう。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○6番（小林純一君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決につきましては、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第10号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第11号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第12号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎陳情書にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、陳情書にかかる委員長報告を願います。

陳情4、「ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情書」について、担当の民教土木常任委員長、報告を願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 陳情にかかる委員長報告についてでございます。

陳情4、「ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情書」についてでございます。

本陳情につきましては、ケア労働者の低賃金改善を目的に、2024年の報酬改定で賃上げ策が導入されましたが、その効果は限定的であり、群馬県でも介護職員不足が深刻化し、過酷な労働実態や低賃金から養成施設への入学者の減少が続いております。改善には賃上げが必要とのことから、意見書の決議を求める陳情書であります。

委員からは、令和5年12月定例議会において、類似した陳情が提出されたときの審査結果の確認がなされたほか、医療と介護を分けて考えるべきなのではないかと、また介護を受ける人が多く、ケアする人が少ない現状において、今後必要になる問題であるなど意見が出されました。

慎重審議の結果、各委員の意見といたしましては、趣旨採択1人、採択2人、不採択3人という結果であり、当委員といたしましては、本陳情書を不採択とし、意見書の提出は行わないことといたしました。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 委員長報告がありました。

お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

続いて、陳情5、「臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情」であります。担当の民教土木常任委員長、報告を願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 陳情5についてでございます。「臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情」でございます。

本陳情につきましては、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備と適正な臓器移植が行われる必要性について、国への意見書の提出を求める陳情書であります。

委員からは、令和4年6月定例議会において、類似した陳情が提出されたときの審議結果の確認がなされたほか、特定の国を対象としていることで判断材料がないことや、その国でどのような方法で行っているか疑うことが正しいことかなど意見が出されました。

慎重審議の結果、各委員の意見といたしましては、趣旨採択1人、不採択4人という結果であり、当委員といたしましては、本陳情書を不採択とし、意見書の提出は行わないことといたしました。

以上になります。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

続いて、陳情6、「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書」についてで

あります。

担当の総務観光常任委員長、報告を願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、陳情・請願にかかる委員長報告をいたします。

陳情6、「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書」。

本陳情は、政党機関紙の庁舎内勧誘の自粛を求める群馬県民の会から提出されたものであり、全国市区町村の庁舎内において政党機関紙の勧誘等が問題となっており、草津町議会において、政党機関紙の勧誘行為に対して心理的圧力を感じている職員がいないかどうかの現状把握調査に努めてほしいとする内容の陳情であります。

委員からは、令和5年3月定例議会において、類似した陳情が提出されたときの審議結果の確認や、陳情内容にあるようなアンケートの実施の現状や、機関紙の勧誘だけでなく圧力をかけるような実態がこの草津町においてあるのかないのかという質問があり、当局からは、このような勧誘等の実態は把握したことがないということでありますから、そういう旨の回答が当局からなされました。

各委員の意見といたしましては、具体的事例がないという現状を鑑みて、5名全員が不採択という結果となり、当委員会としては、不採択といたしました。

以上、陳情書にかかる委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

---

### ◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付の今後予定されている議員活動でございますが、どれも重要な議会活動であります。各自確認をいただき、出席方についてよろしくお願いをいたします。

お諮りします。議会会議規則第126条の規定により、この一覧表のとおり、会議や諸行事に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することと決定をいたしました。

---

◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案外にかかる委員長報告をお願いします。

ない場合は、その席で「なし」と答えてください。

初めに、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、付託議案外にかかる総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

湯畑における観光アンケートの調査について。

当局から、令和6年9月20日と9月22日の2日間で行われた観光アンケート調査の結果について、資料を用いて説明を受けました。

この調査は、業務委託ではなく、観光課及び観光協会DMOの会員が主体となって、自前で行ったということであります。

調査の方法といたしましては、スマートフォンのQRコードを用いたデジタル技術を活用するとともに、観光客から直接聞き取りを行うなど、幅広く、かつ、具体性のある調査内容であり、大変興味深い結果でありました。

委員からは、観光客のニーズ等をよりリアルに把握できる内容であり、大変よい取組であるとの評価や、冬季期間におけるアンケート結果との比較を行ってほしいなどの意見も出されました。

当局からは冬季期間にも今回と同様に自前によるアンケートを実施する旨の説明がありました。

以上、付託議案外にかかる総務観光常任委員会委員長報告といたします。

ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 付託議案外にかかる民教土木常任委員会委員長報告をさせていただきます。

1、今シーズンの除雪体制につきましてでございます。

当局より、今シーズンの除雪体制について、町内業者22社と土木課職員による体制で除雪作業に万全を期して取り組むとの報告がありました。

特に、草津道路の除雪については、電光掲示板による運転手への早期注意喚起や、積雪状況によっては、赤仁田の待避所に小型除雪ドーザを配備し、スリップ渋滞等に対処できるよう準備するなど、除雪体制の強化を図る旨の報告がありました。

2、第56回葉山町民スキー教室であります。

当局より、葉山町民スキー教室が1月23日から3日間の日程により実施をされるという旨の報告がありました。

以上、付託議案外にかかる委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続いて、議会運営委員長。

〔議会運営委員長 湯本晃久君 登壇〕

○議会運営委員長（湯本晃久君） 報告はございません。

なお、議員派遣の件にもございますけれども、来週12月12日木曜日に中学生議会が開催されます。これにおきましては、町長、教育委員会の皆様をはじめ当局の皆さん、そして、議長はじめ議員の皆さんにもお手数をおかけいたしますけれども、中学生の主権者教育という意味で非常に重要な機会でもございますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、温泉温水対策特別委員長。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） 温泉温水対策特別委員会、付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきます。

温泉熱の発電への活用について。

当局より、温泉熱を利用した発電への活用について、万代源泉を利用した発電について資料により説明がございました。進めていきたい旨の説明がございました。

各委員より意見が出されましたが、調査・研究をし、進めるようお願いをいたしました。

令和6年度草津町・草津町議会視察研修について。

令和6年10月1日から10月3日のまでの2泊3日の行程で、鹿児島県指宿市、愛媛県松山市に議員10名、町長、副町長、事務局4名、総勢16名で視察研修を実施いたしました。

1日目は、全国的に砂蒸し風呂で有名な指宿温泉を視察し、指宿市役所の方々の心温まる歓迎を受け、市内の観光状況や地熱発電について説明を受けてまいりました。

2日目には、山川地熱発電所を視察し、発電所の概要、特徴、仕組み等について丁寧な説明を受けました。また、観光施設の視察として、知覧特攻平和会館や鹿児島世界文化遺産である仙巖園を視察してまいりました。

3日目においては、愛媛県松山市において、歴史的建造物である道後温泉本館を視察してまいりました。さらに、観光施設の視察として松山城を視察し、最上天守閣から見た松山市のすばらしい景観に感動いたしました。

今回の視察研修は、地域の魅力と先進技術の両面から学ぶ貴重な機会であったと感じます。初日の指宿温泉や地熱発電の視察では、地域の自然資源を観光やエネルギー利用に活用している事例に感銘を受けました。特に、地熱発電は持続可能なエネルギー源として注目されるべき取組であると感じました。

また、2日目の知覧特攻平和会館や仙巖園の視察は、歴史と文化の大切さを改めて実感させられる機会でした。

最終日の松山城や道後温泉本館の視察もすばらしく、日本の歴史と美しい景観を堪能できたことが印象的でした。こうした視察を通じて、地域活性化や観光振興への具体的なヒントが得られたのではないかと感じました。

以上、付託議案外にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案外にかかる委員長報告を終了いたします。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、令和6年第7回草津町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 宮 崎 謹 一

署 名 議 員 直 井 新 吾

署 名 議 員 安 井 尚 弘